

各圏域における在住外国人の状況（R3年6月時点）について

1. 県全体の状況

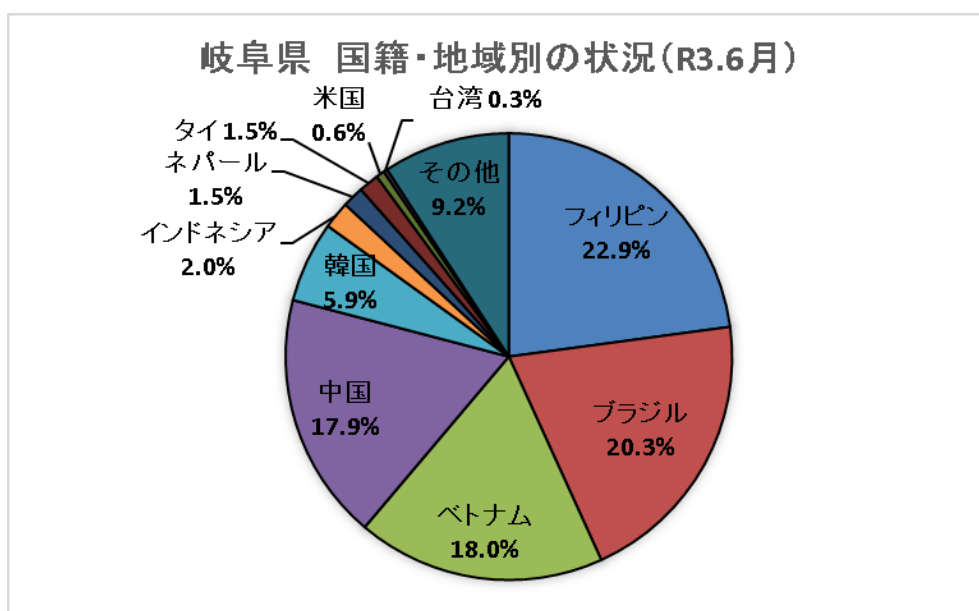
① 在留外国人数について

在留外国人数は 58,412 人であり、県の人口 1,965,839 人に対し 3.0% である。

② 国籍・地域別の在留外国人の状況について

国籍・地域別の人数をみると、多い順にフィリピンが 13,356 人（全体の 22.9%）、ブラジルが 11,880 人（全体の 20.3%）である。

ブラジルに次いで、ベトナムが 10,495 人（全体の 18.0%）、中国が 10,460 人（17.9%）となっている。



③ 在留資格別の状況について

在留資格は出入国管理及び難民認定法等により定められており、大きく就労資格、非就労資格、特定活動、居住資格の 4 つに分類される。

主な在留資格は下表のとおりである。

なお、今回使用した統計データには就労資格である外交及び公用、並びに非就労資格である短期滞在は計上されていない。

主な在留資格

	項目	該当例	在留期間
就 労 資 格	教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
	高度専門職2号	ポイント制による高度人材	無期限
	医療	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
	技術・人文知識・国際業務	通訳等	5年、3年、1年又は3月
	介護	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月
	技能実習1号	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間 (1年を超えない範囲)
	技能実習2号、3号	技能実習生	法務大臣が個々に指定する期間 (2年を超えない範囲)
非 就 労 資 格	文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
	留学	大学、高等学校等の学生・生徒	法務大臣が個々に指定する期間 (4年3月を超えない範囲)
	研修	研修生	1年、6月又は3月
	家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)
特定活動		経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)
居 住 資 格	永住者	法務大臣から永住の許可をうけた者	無期限
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
	永住者の配偶者等	永住者等の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
	定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間 (5年を超えない範囲)
	特別永住者	入管特例法により法務大臣から永住の許可をうけた者	無期限

在留資格別の人数をみると、多い順に永住者(居住資格)が19,506人(全体の33.4%)、技能実習(就労資格)が13,121人(全体の22.5%)、定住者(居住資格)が8,495人(全体の14.5%)となっている。

就労資格においては、技能実習に次いで技術・人文知識・国際業務が二番目に多く、2,905人(全体の5.0%)となっている。

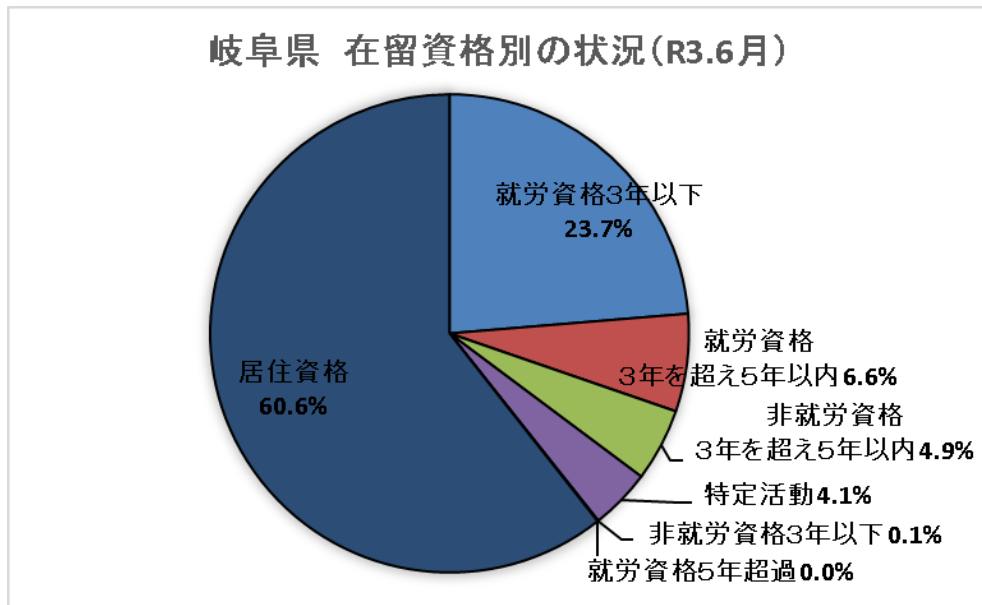
非就労資格においては、家族滞在が1,599人(全体の2.7%)、次いで留学が1,285人(全体の2.2%)となっている。

※在留外国人に関するデータは法務省出入国在留管理庁調べ(R3年6月時点)

県の人口は岐阜県環境生活部統計課調べ(R3年6月1日現在)

統計データは別添資料を参照

岐阜県 在留資格別の状況(R3.6月)

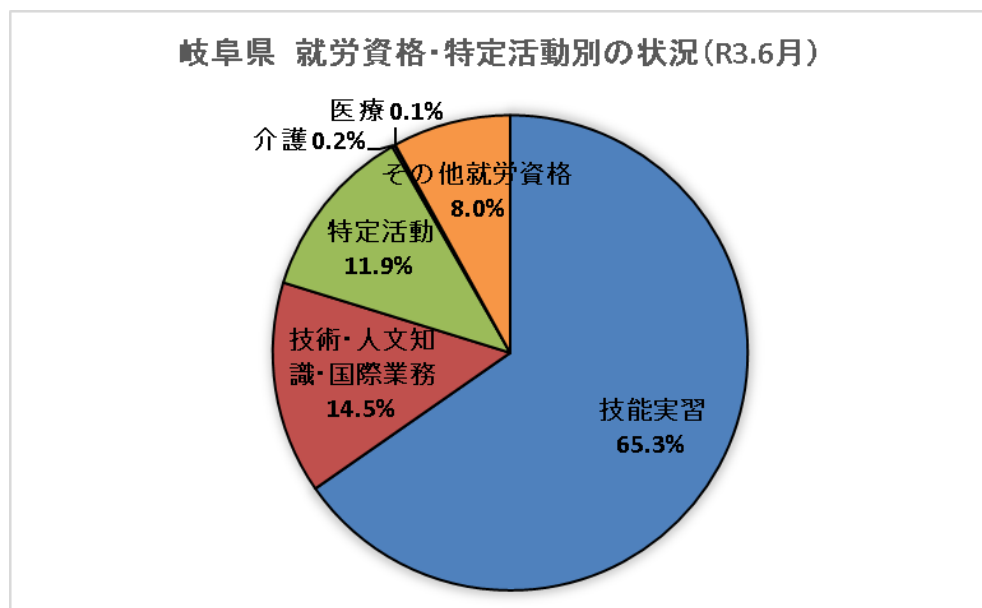


就労資格5年超過については0.002%

在留資格別では、居住資格が全体の60.6%、就労資格及び特定活動が全体の34.4%となっている。

また、就労資格の在留期間別にみると、3年以下が23.7%と最も多かった。

岐阜県 就労資格・特定活動別の状況(R3.6月)



就労資格と特定活動の内訳をみると、技能実習が最も多く65.3%であった。

2. 各圏域の状況

(1) 岐阜圏域の状況

① 在留外国人数について

在留外国人数は19,230人であり、圏域の人口790,817人に対し2.4%である。

在留外国人数が最も多い市町は岐阜市で9,316人であり、岐阜圏域における在留外国人の約48%が在住している。

二番目は各務原市で3,400人、三番目は瑞穂市で2,390人である。また、羽島市は1,237人で四番目に多い。

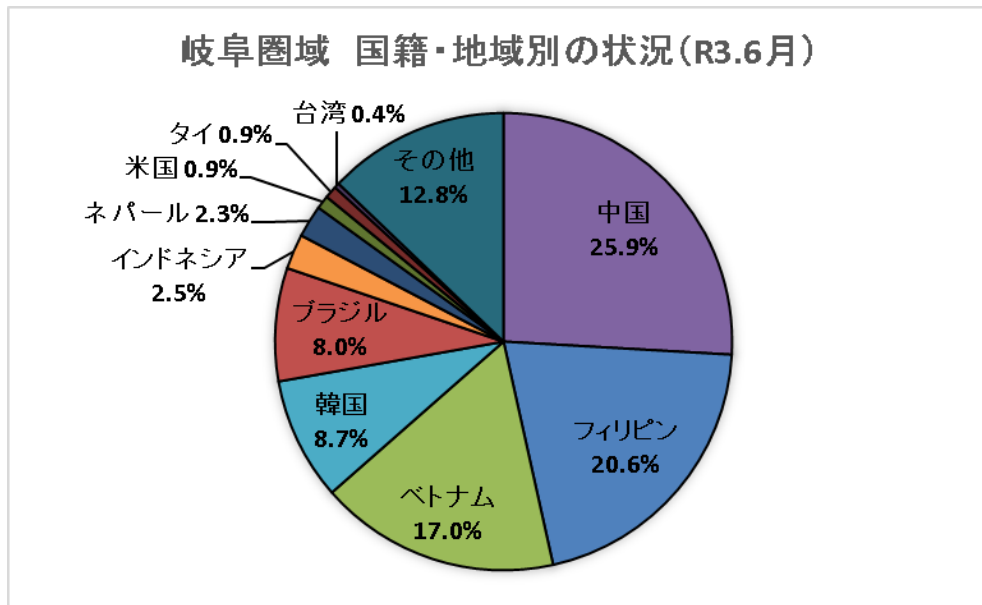
他の市町については700人未満である。

② 国籍・地域別の在留外国人の状況について

国籍・地域別の人数をみると、多い順に中国が4,982人（全体の25.9%）、フィリピンが3,964人（全体の20.6%）、ベトナムが3,271人（全体の17.0%）となっている。

上記の三か国は、各務原市を除く各市町の在留外国人数上位三位のいずれかに該当する。

各務原市は、ブラジル、フィリピン、ベトナムの順に多い。

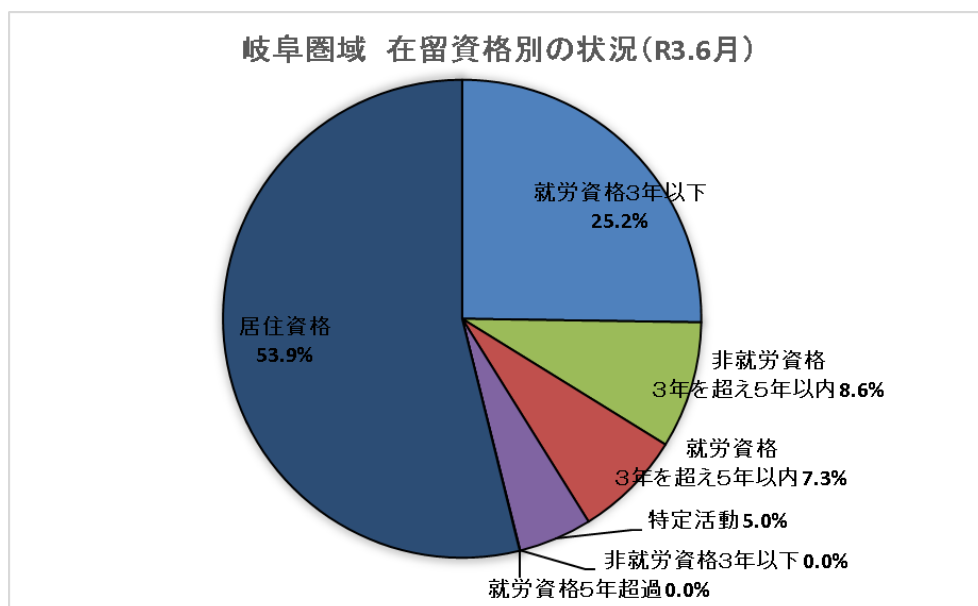


③ 在留資格別の状況について

在留資格別の人数をみると、多い順に永住者(居住資格)が5,415人（全体の28.2%）、技能実習(就労資格)が4,668人（全体の24.3%）、定住者(居住資格)が1,921人（全体の10.0%）となっている。

就労資格においては、技能実習に次いで技術・人文知識・国際業務が二番目に多く、963人（全体の5.0%）となっている。

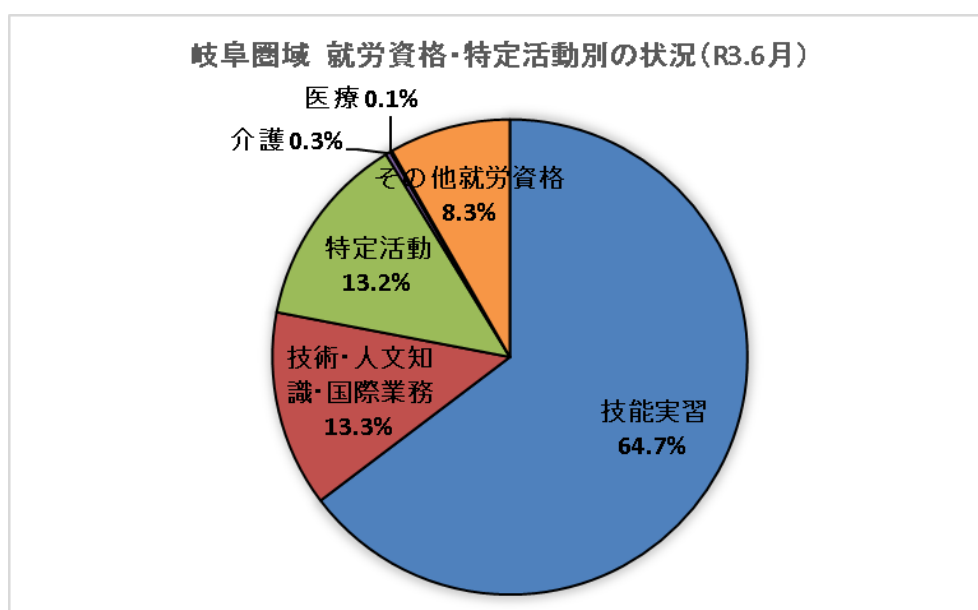
非就労資格においては、留学が956人（全体の5.0%）、次いで家族滞在が694人（全体の3.6%）となっている。



非就労資格3年以下は0.026%、就労資格5年超過は0.005%

在留資格別では、居住資格が全体の53.9%、就労資格及び特定活動が全体の37.5%となっている。

また、就労資格の在留期間別にみると、3年以下が25.2%と最も多かった。



就労資格と特定活動の内訳をみると、技能実習が最も多く64.7%であった。

(2) 西濃圏域の状況

① 在留外国人数について

在留外国人数は10,575人であり、圏域の人口355,645人に対し3.0%である。

在留外国人数が最も多い市町は大垣市で5,712人であり、西濃圏域における

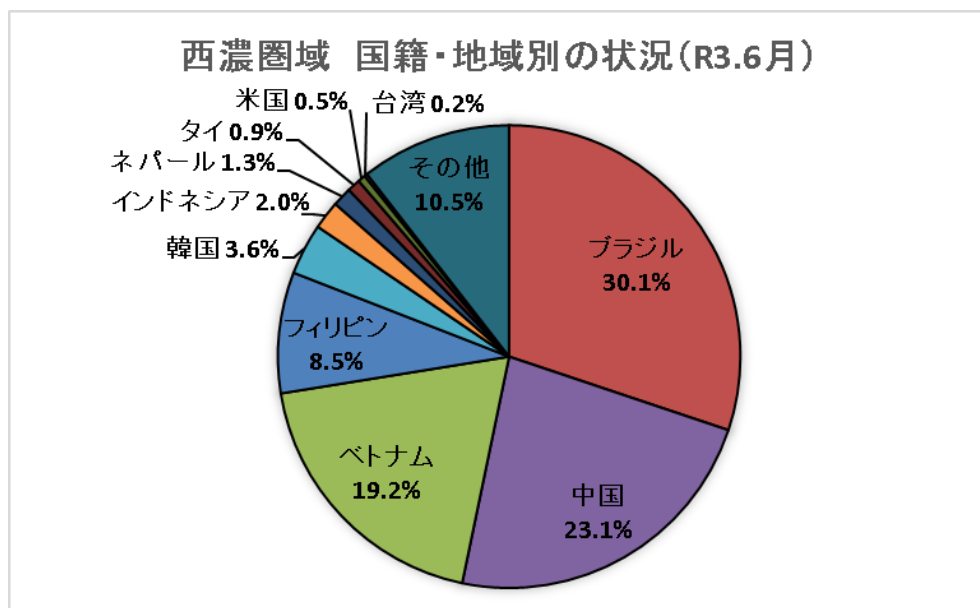
在留外国人の約 54%が在住している。

二番目は垂井町で 912 人、三番目は海津市で 826 人である。
他の町については 700 人未満である。

② 国籍・地域別の在留外国人の状況について

国籍・地域別の人数をみると、多い順にブラジルが 3,188 人（全体の 30.1%）、中国が 2,444 人（全体の 23.1%）、ベトナムが 2,030 人（全体の 19.2%）となっている。

上記の三か国が各市町の在留外国人上位三位のいずれかに概ね該当するが、関ヶ原町はインドネシア、輪之内町、安八町及び大野町はフィリピン、池田町はインドネシアが上位三位に入っており、市町によってばらつきがみられた。

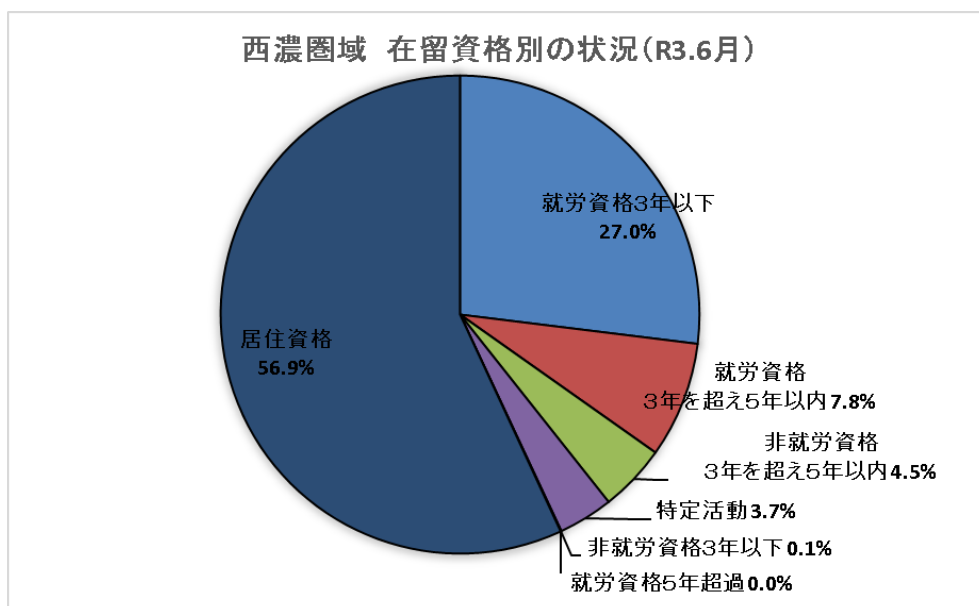


③ 在留資格別の状況について

在留資格別の人数をみると、多い順に永住者(居住資格)が 3,568 人（全体の 33.7%）、技能実習(就労資格)が 2,689 人（全体の 25.4%）、定住者(居住資格)が 1,399 人（全体の 13.2%）となっている。

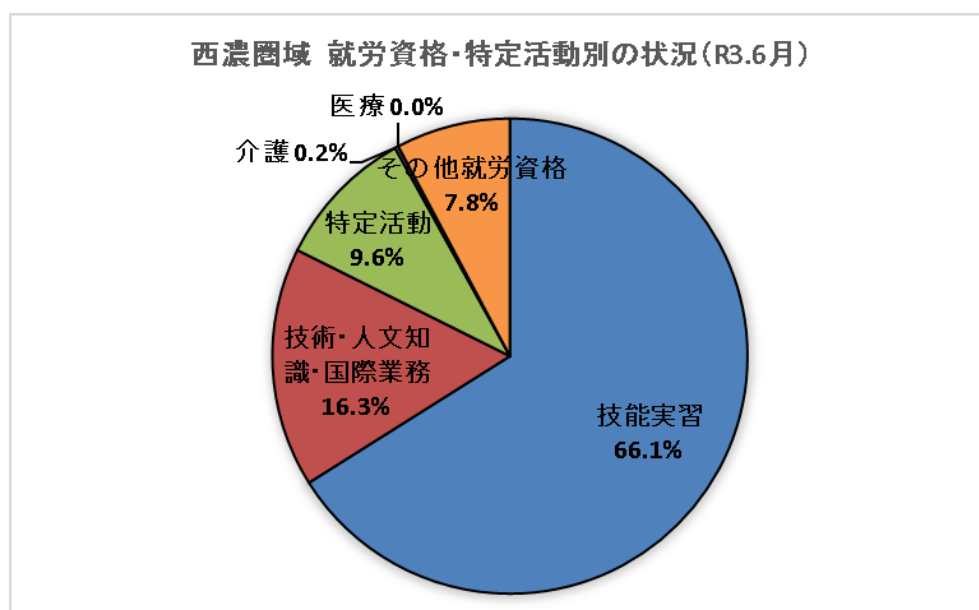
就労資格においては、技能実習に次いで技術・人文知識・国際業務が二番目に多く、664 人（全体の 6.3%）となっている。

非就労資格においては、家族滞在が 336 人（全体の 3.2%）、次いで留学が 145 人（全体の 1.4%）となっている。



在留資格別では、居住資格が全体の 56.9%、就労資格及び特定活動が全体の 38.5%となっている。

また、就労資格の在留期間別にみると、3年以下が 27.0%と最も多かった。



就労資格と特定活動の内訳をみると、技能実習が最も多く 66.1%であった。

(3) 中濃圏域の状況

① 在留外国人数について

在留外国人数は 18,925 人であり、圏域の人口 361,604 人に対し 5.2%である。

また、美濃加茂市については、在留外国人数は 5,439 人であり、市の人口 56,587 人に対し 9.6%で外国人の占める割合が県内で最も大きい。

在留外国人数が最も多い市町村は可児市で 8,164 人であり、中濃圏域におけ

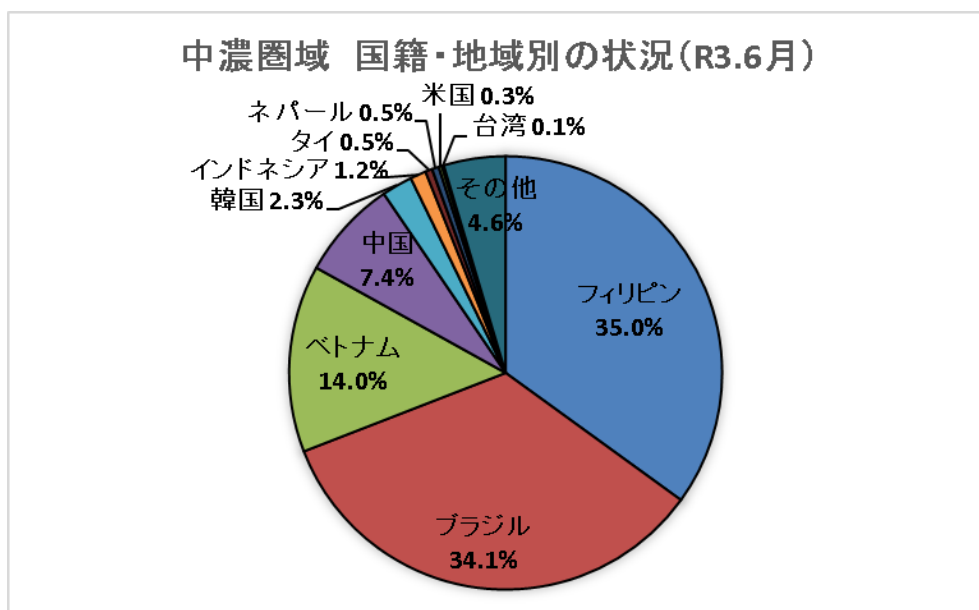
る在留外国人の約43%が在住している。

二番目は美濃加茂市で5,439人、三番目は関市で2,354人である。
他の市町については700人未満である。

② 国籍・地域別の在留外国人の状況について

国籍・地域別の人数をみると、多い順にフィリピンが6,621人（全体の35.0%）、ブラジルが6,456人（全体の34.1%）、ベトナムが2,643人（全体の14.0%）となっている。

関市、美濃市、郡上市、富加町、川辺町、七宗町、東白川村は中国が在留外国人上位三位に入っており、市町村によってばらつきがみられた。

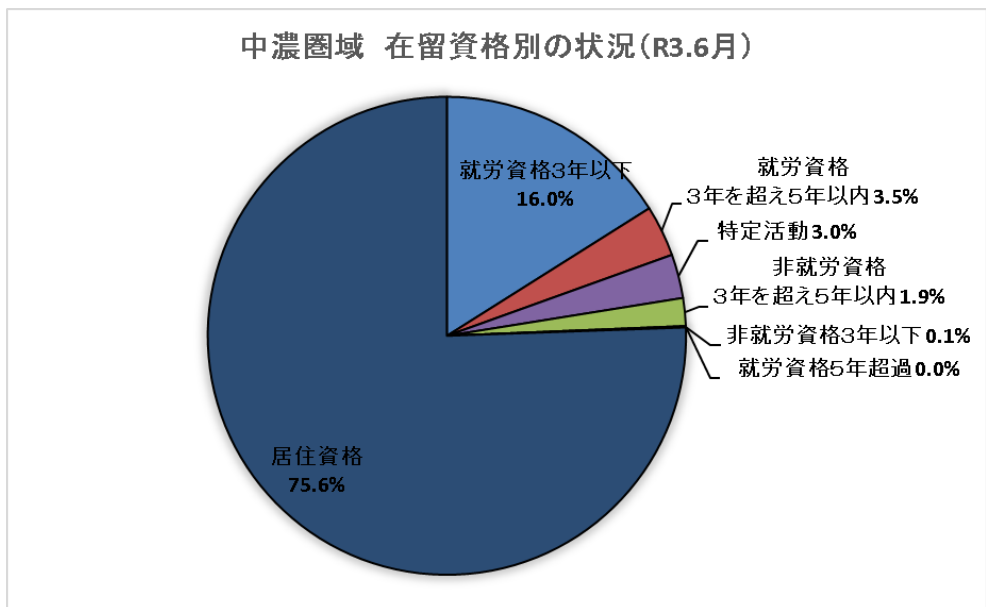


③ 在留資格別の状況について

在留資格別の人数をみると、多い順に永住者(居住資格)が7,914人（全体の41.8%）、定住者(居住資格)が4,574人（全体の24.2%）、技能実習(就労資格)が2,895人（全体の27.4%）となっている。

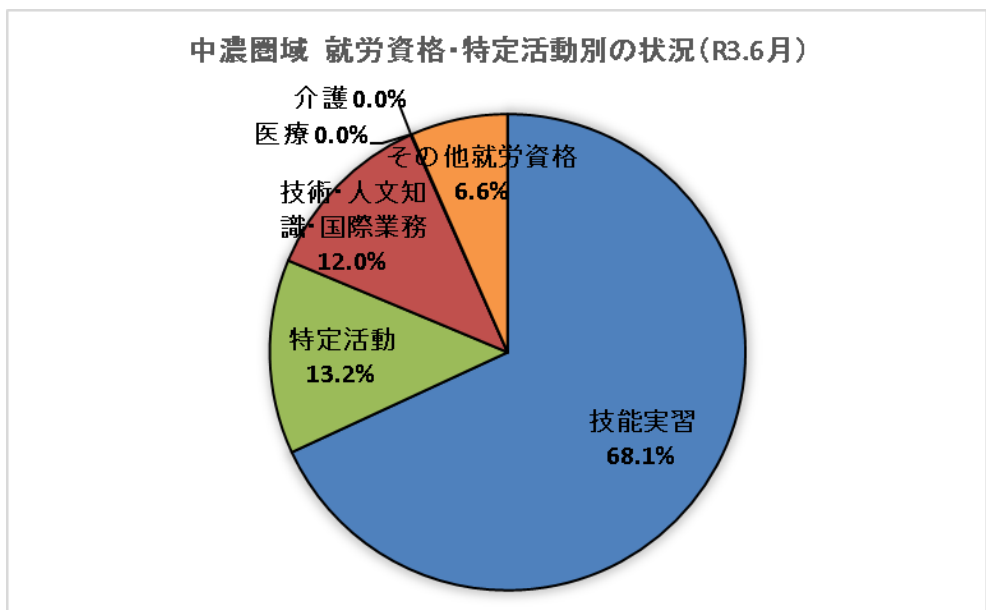
就労資格においては、技能実習に次いで技術・人文知識・国際業務が二番目に多く、511人（全体の2.7%）となっている。

非就労資格においては、家族滞在が257人（全体の1.4%）、次いで留学が100人（全体の0.5%）となっている。



在留資格別では、居住資格が全体の 75.6%、就労資格及び特定活動が全体の 22.5%となっている。

また、就労資格の在留期間別にみると、3年以下が 16.0%と最も多かった。



医療は 0.047%、介護 0.024%

就労資格と特定活動の内訳をみると、技能実習が最も多く 68.1%であった。

(4) 東濃圏域の状況

① 在留外国人数について

在留外国人数は 8,056 人であり、圏域の人口 320,516 人に対し 2.5%である。

在留外国人数が最も多い市は多治見市で 2,176 人であり、東濃圏域における在留外国人の約 27%が在住している。

二番目は土岐市で1,950人、三番目は中津川市で1,879人である。
他の市については1,000人程度である。

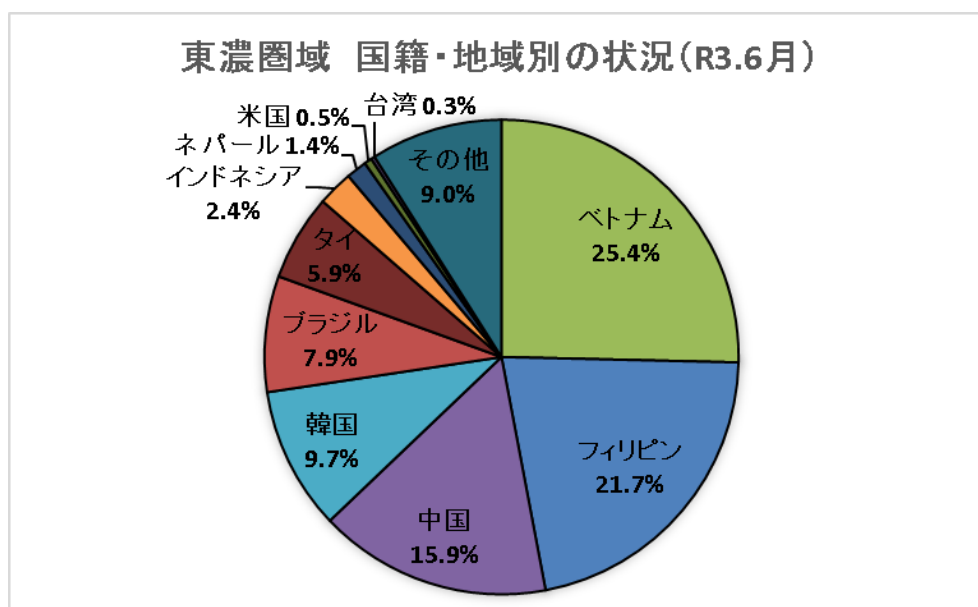
② 国籍・地域別の在留外国人の状況について

国籍・地域別の人数をみると、多い順にベトナムが2,043人（全体の25.4%）、フィリピンが1,745人（全体の21.7%）、中国が1,279人（全体の15.9%）となっている。

ベトナムは各市の在留外国人上位二位のどちらかに該当する。

多治見市はベトナム、中国、韓国の順に多い。

また、中津川市はベトナム、タイ、中国の順に多く、県内で最もタイ国籍の人数が多い。

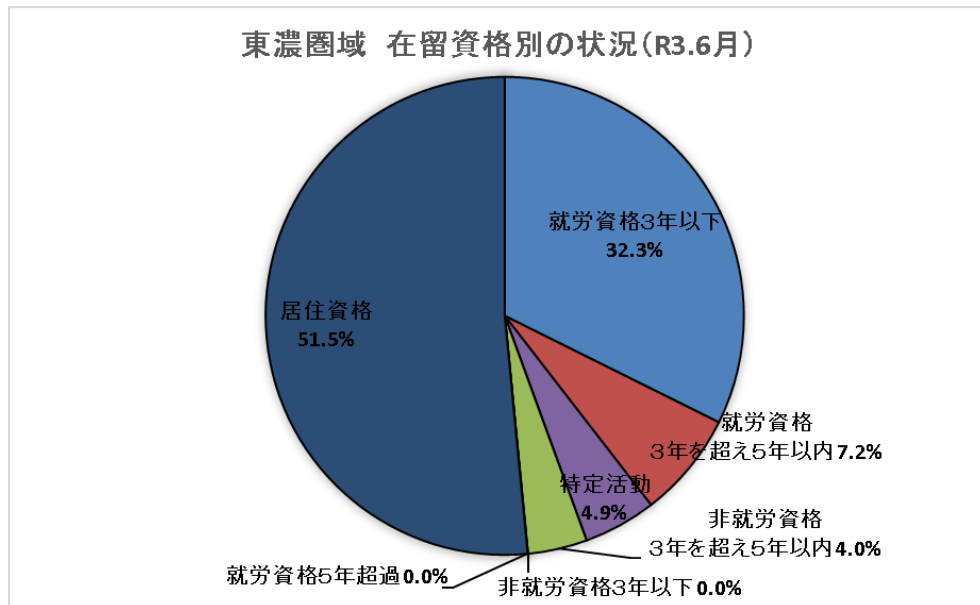


③ 在留資格別の状況について

在留資格別の人数をみると、多い順に技能実習(就労資格)が2,435人（全体の30.2%）、永住者(居住資格)が2,303人（全体の28.6%）、特別永住者(居住資格)が804人（全体の10.0%）となっている。

就労資格においては、技能実習に次いで技術・人文知識・国際業務が二番目に多く、447人（全体の5.6%）となっている。

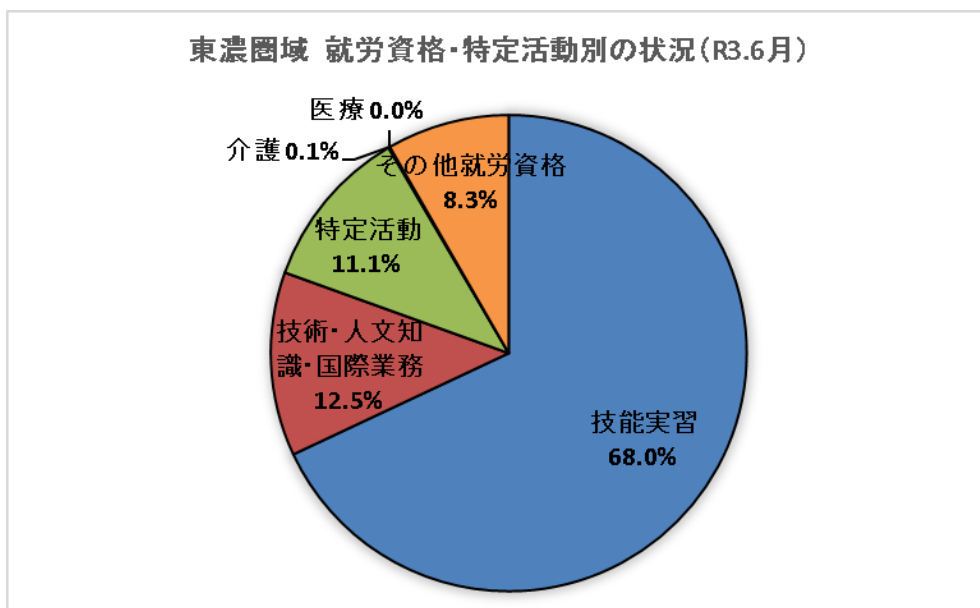
非就労資格においては、家族滞在が242人（全体の3.0%）、次いで留学が81人（全体の1.0%）となっている。



非就労資格3年以下については0.025%

在留資格別では、居住資格が全体の51.5%、就労資格及び特定活動が全体の44.4%となっている。

また、就労資格の在留期間別にみると、3年以下が32.3%と最も多かった。



就労資格と特定活動の内訳をみると、技能実習が最も多く68.0%であった。

(5) 飛騨圏域の状況

① 在留外国人数について

在留外国人数は1,626人であり、圏域の人口137,257人に対し1.2%である。

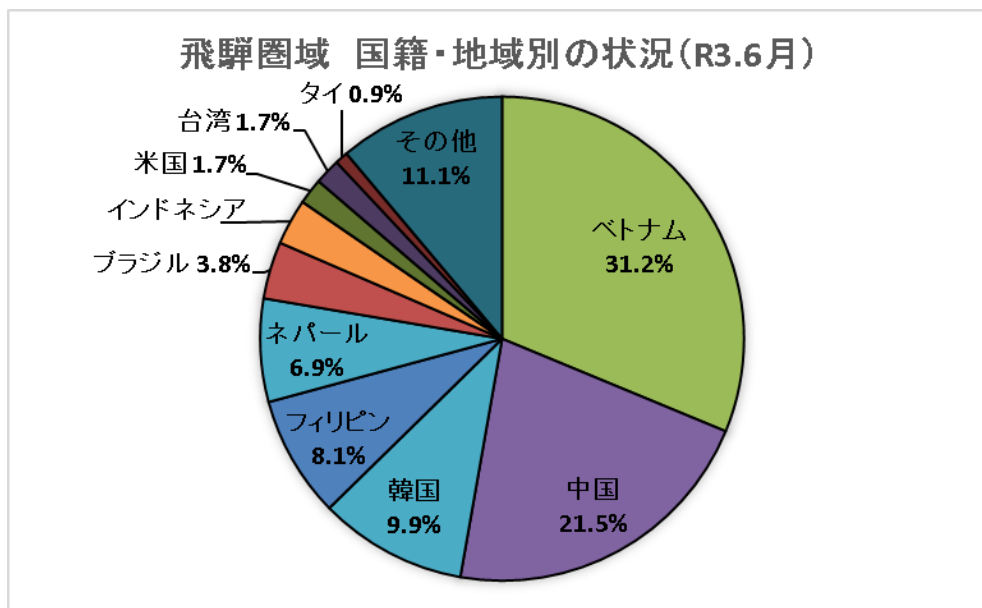
在留外国人数が最も多い市村は高山市で835人であり、飛騨圏域における在留外国人の約51%が在住している。

二番目は下呂市で 575 人、三番目は飛騨市で 189 人、最後に白川村が 27 人である。

② 国籍・地域別の在留外国人の状況について

国籍・地域別の人数をみると、多い順にベトナムが 508 人（全体の 31.2%）、中国が 350 人（全体の 21.5%）、韓国が 161 人（全体の 9.9%）となっている。

ベトナム及び中国が各市村の在留外国人上位三位のいずれかに該当するが、下呂市はネパール、白川村はフィリピン及びブラジルが上位三位に入っており、市村によってばらつきがみられた。



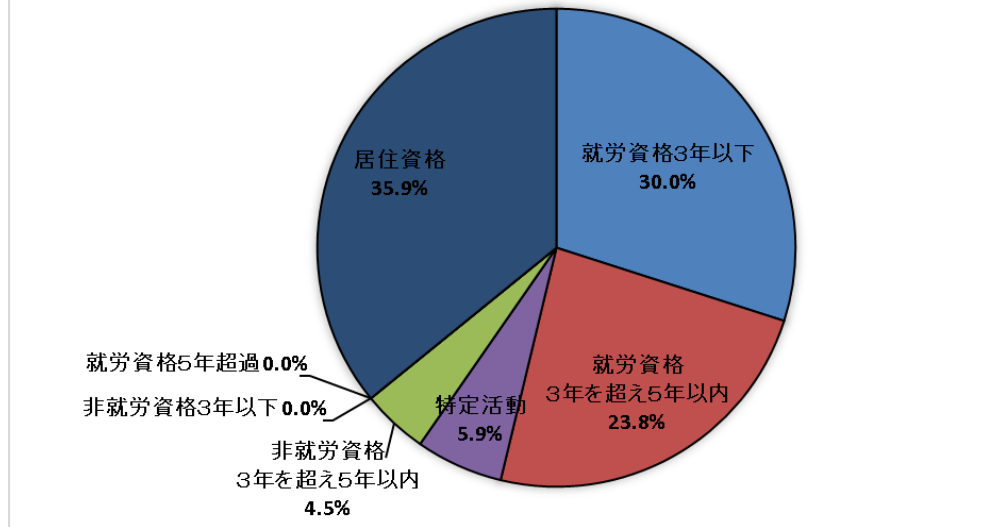
③ 在留資格別の状況について

在留資格別の人数をみると、多い順に技能実習(就労資格)が 434 人（全体の 26.7%）、技術・人文知識・国際業務(就労資格)が 320 人（全体の 19.7%）、永住者(居住資格)が 306 人（全体の 18.8%）となっている。

居住資格においては、永住者に次いで特別永住者が二番目に多く、165 人（全体の 10.2%）となっている。

非就労資格においては、家族滞在が 70 人（全体の 4.3%）、次いで留学が 3 人（全体の 0.2%）となっている。

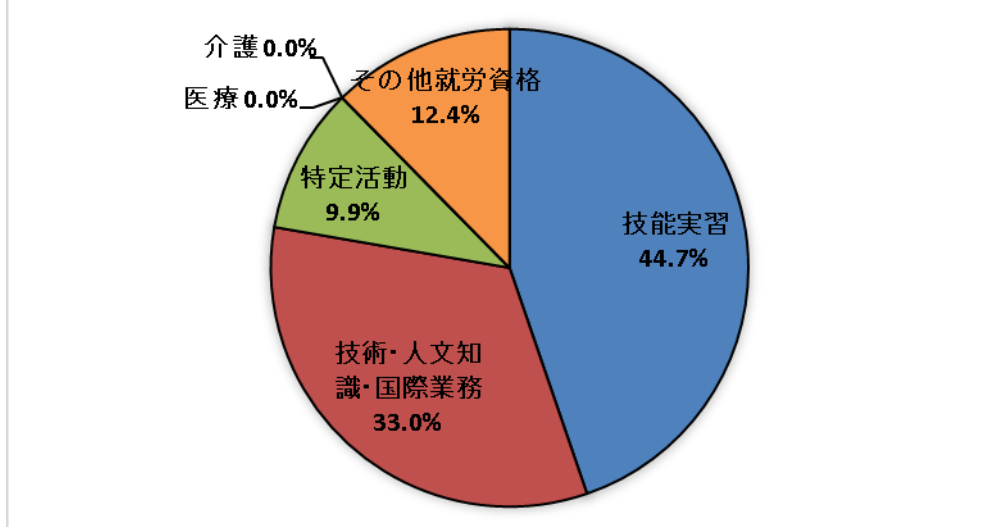
飛驒圏域 在留資格別の状況(R3.6月)



在留資格別では、居住資格が全体の35.9%、就労資格及び特定活動が全体の59.7%となっている。

また、就労資格の在留期間別にみると、3年以下が30.0%と最も多かった。

飛驒圏域 就労資格・特定活動別の状況(R3.6月)



就労資格と特定活動の内訳をみると、技能実習が最も多く44.7%であった。